

検交替使帳の基礎的考察

はじめに

国司制度に関する諸問題のうち、交替制度についてはこれまで、勘解由使の設置との関連^①、あるいは交替式の研究を通じて多くの問題が解明されており、本稿とも関連する交替公文についての研究もいくつかなされている。しかしながら、ここで取りあげようとする検交替使帳に関しては、正面から扱われることは殆んどなかった。もとよりそれは史料の制約にもとづくものである。そこで本稿では主に当部所蔵の「筑後国検交替使実録帳」と称する文書について若干の検討を加え、同時に一・二の関連事項についてもふれることにする。

(一) 検交替使について

凡内外官言上不与解由状、検交替使帳、令任用分付実録帳、名交替欠、不顕欠失細由、事涉諂詐、科附乖実、其欠損犯用色目、具載申之、不

得隠漏、

これは延喜交替式第四十七条の条文である。交替の際に「欠失細由」を明記すべきものとしてここにあげられている不与解由状・検交替使帳・令任用分付実録帳は交替公文のうちでも最も重要なものであったと考えられ、しばしば史料上に列記されてあらわれている。

このうち不与解由状については既に福井俊彦氏が検討を加え、九条家本「延喜式」紙背の「上野国交替実録帳」と称されている文書がそれに相当するものであることを指摘されており、また中里浩氏が「朝野群載」所収寛治七年六月日勘解由使勘文を引いて福井説を補強されたことによつて、福井氏の見解はほぼ動かかないものとなった。

また令任用分付実録帳についても、福井氏がこれを石山寺所蔵のいわゆる「越中国官倉納穀交替帳」^⑥に擬定し、それを「越中国砺波郡延喜十一年交替実録帳」とする村尾次郎氏の見解^⑦に對置すべき論点を提示されたことにより、その実態解明の重要な手がかりを得ることができた。^⑧

これに對して検交替使帳については、吉村茂樹氏^⑨及び福井氏が検交替

吉岡眞之

使の差遣を中心に、この問題にも部分的にふれられたほかに、最近では梅村喬氏⁽¹⁰⁾が若干論及されているが、それ自体は梅村氏の構想の中では大きな位置を占めるものでないため、概略を述べられたにとどまり、検交替帳の「実体は不明」とされている。

このように検交替使帳についてはなお多少論じる余地がありそうである。そこでまず、検交替使の差遣について、主に福井氏の研究に拠りながら問題点を整理することからはじめようと思う。

「本朝世紀」(柳原本) 天慶四年十二月四日条によれば、

常陸国検交替使彈正大忠藤原^(定忠)遠、主典明法生赤染時用等申返事、

とあり、また「類聚符宣抄」所収康保元年十月十四日宣旨では「検国交替使主典」として、遠江・飛驒・下野三国の検交替使の主典各一人を定めている。これらによれば検交替使の人的構成は、使と主典各一人から成るものであったと考えられる。

管見の限りでは、この検交替使の初見は天長二年五月十日の太政官符⁽¹¹⁾である。これによれば、「無使威」きにより、遣使に対して国司らの対捍することが多く、ためにここに「使色」を定め、巡察使以下の諸使とともに検交替使を詔使の例に準じて扱うこととした。したがって検交替使の成立がこれ以前に溯ることは明らかであるが、その正確な時期をおさえることはできない。ところで「律」によれば、詔使に対捍すること⁽¹²⁾は八虐のうちの第六、「大不敬」に相当し、その刑は「絞」とされている。このことから、右の官符による措置は国司交替に関する政府の指導

性の強化をはかったものと思われ、前年における勘解由使の再置⁽¹³⁾、その他一連の国司対策の強化の一環として把握することができよう。

検交替使差遣の目的を示すのは「西宮記」巻七及び「別聚符宣抄」に引く天曆七年六月十三日の次の宣旨であろう。

前司卒去之國、待後司之申請、有遣検交替使、而申請之間、早晚任意所請、只在前司同仁、空延年月、如忘朝憲、官物依其暗滅、公損為之自成、論之政途、理不可然、宜准申不動倉鉤匙之例、扨除之後、在京之日令言上、定遣詔使、自今以後立為恒例者、

これによれば、第一に、検交替使は、前司卒去の国の受領の交替に際して、着任した新任国司の申請にもとづいて派遣されるものであった。このことは既に「北山抄」巻十に引く延喜三年三月二日の阿波国の言上の中に見えている。第二に、交替事務の迅速を期して、この宣旨によって、遣使の申請を、新司が補任されて後、赴任する前に行なうように改めている。例えば常陸国の場合、天慶二年六月四日に彈正少忠藤原定遠が検交替使に任命されているが、彼が復命したのは天慶四年十二月四日のことであり、その間二年半の歳月をついやしている。この頃東国はいわゆる将門の乱の時期にあたっており、この特殊事情を考慮に入れる必要があるにしても、交替事務の迅速化が一つの課題として認識されていたことは明らかであろう。

しかしこの時には既に検交替使の現地への赴任は滞りがちであったらしく、「別聚符宣抄」所収承平七年九月八日宣旨によれば、「年来検諸

国交替・不堪佃田・損田使等、或称身痾、或陳親病、経涉歲月、無意早赴、雖加催促、猶致懈緩」と指摘し、このため赴任の程限を定めている。このように検交替使の赴任自体にも問題がある以上、天曆七年宣旨の効果は極めて疑わしく、かえって交替事務を放棄する傾向があらわれるように思われる。「西宮記」巻七、裏書に次のように見える。

天徳四年十一月三日、近江国司定検交替使事、諸卿定申云、下可遣検交替使宣旨之後、更停使、令前司国司行交替政事、已有前例、須准伊与国例、官物之數、依前司彦真受領數、令任用吏分付可宜、仰依定申云々、

これによれば天徳四年以前に、検交替使の発遣を停止し、前司の官物の受領定数にしたがって、新司と任用国司との間で交替分付を行なう方式を取ることがあった。後にこの方式は一層拡大し、例えば長久四年七月八日の河内国司解では、「請因准前例、不給検交替使、任前司從五位下菅原朝臣某受領定数、以前司同任官人、実録国内官物状」(傍点引用者。以下同じ)、あるいは「以前司同任実録官物、前例多存」とのべている。このことは、中央政府が、前司卒去の国における受領の交替事務に対する統制を事実上放棄したことを意味し、平安中期以降、検交替使が史料から姿を消してゆくこのような事態に対応する現象と考える。極めて不十分ではあるが、以上のように検交替使の制度の消長を考えたいうえで、次に検交替使帳についてみてゆかなければならない。

(二) 「筑後国検交替使実録帳」

『大日本史料』五編之十三、仁治二年六月一日条に、「大宰府、大治延応年間ニ於ケル筑後国内ノ社寺及ビ官舎等ノ実状ヲ勘録ス、」として、「諸官符口宣古宣命等古文書二千二(図書寮所蔵)」を掲載している。現在この文書は「筑後国検交替使実録帳」(函号 壬・一〇一五、一卷)と題しているが、もと壬生官務家伝来の古文書の一部を成す「諸官符口宣古宣命諸社寺申状等古文書」全三十一巻のうちの第二十二巻に相当するものであった。『大日本史料』の史料名はこれによるものである。

ところでこの文書は『大日本史料』のほかに、『大宰府天満宮史料・中世編(一)』(九州文化総合研究所大宰府調査文献班編)及び『大宰府・大宰府天満宮史料』巻八(竹内理三編、大宰府天満宮発行)にも収録されており、これが検交替使帳であることは、巻末の位置の部分に検交替使と前司同任国司の署名が見えることによつて明らかである。しかしこの文書は、これまで吉村茂樹・鏡山猛・石井進氏ら(17)がそれぞれの問題関心にしたがって取りあげられたものの、検交替使帳の殆んど唯一の実例としてこれを扱った論考は管見の限りでは見あたらない。それにはいくつかの理由が考えられるが、第一に、時期的にこの文書が鎌倉期にまで下るものであること、第二に、湿損の著しい個所が多く、文書の首部を欠いており、特に巻頭部分はわずかに数片の断簡を残すのみで、各紙・断簡の配列・接続関係の確定が困難な個所があること、などをあげるこ

とができよう。そこで以下においては、各紙・断簡の配列・接統関係の検討を行なうが、その前にこの文書の形状について若干ふれておこう。

この文書は卷子本仕立、料紙は楮紙、表紙には渋引きの檀紙を用い、紙高約三十一・二センチ、一紙の長さは、完全に現存する部分の数値では約五十三・五〇センチ。一紙は十八〜二十行より成り、筆跡は位置も含めて全で一筆で、正文とするには問題があるが、その筆致及び料紙は鎌倉期のものとされている。また各紙とも、天九・地一の墨界線を有し、界高は約二十六・五センチである。外題に

「筑後国□太宰府印□有

官文書」

とあり、表紙見返しには

官務蔵書

天保十四年六月加裏打訖

と記されている。壬生官務家では天保年間に、伝来の文書を大量に修補しており、これもその一部である。この筆跡はその修補事業に大きな役割りを果たした小槻輔世のもので、他の文書にもしばしば見られるものである。各紙継目及び巻末の日付、前司同任国司の位置の上には「筑後国印」各一顆を、大宰府司の位置の部分には「大宰府印」三顆をそれぞれ踏し、また紙継目裏には「為」・「行」の二字が記されている。これは検交替使惟宗朝臣為氏と前司同任国司礒部宿祢行宣の各一字をとったものと推定される⁽¹⁸⁾。

さて既にのべたように、この文書は湿損が著しく、その配列・接統を確

定するには一定の考証を必要とするが、原文書の現状には問題が多い。

これに対して『大日本史料』は、問題となる個所の多くを訂正して収録しているが、その書物の性格上、訂正の根拠を明記しておらず、多少考へるべき点も残されているように思われる。また『大宰府天満宮史料・中世編(一)』、『大宰府・大宰府天満宮史料 卷八』はいずれも『大日本史料』の配列を踏襲しており、脱文も見うけられる。そこでまずこの文書の全文を現状の配列のまま翻刻し、次いでその配列・接統関係を検討したい。なお翻刻に際しては、字句に関する『大日本史料』との相違点は一々注記することをさけ、結果のみを記すにとどめる。また各紙・断簡ごとにアルファベット及び行数番号を付し、配列・接統の検討の際にはその記号を用いることにする。なお各紙・断簡の冒頭及び末尾に紙継目を確認できる場合には「……(継目)……」と記し、その記載のないものは破損・欠失があることを示すものとする。

「筑後国検交替使実録帳」积文

〔A〕

「……………(継目)……………」

- 1 右使(藤清ノ上ニ追筆)爲氏才勘云、件國分尼寺諸定額寺
- 2 堂塔雜舍資財雜物無實破損、其數繁多、
- 3 其由如何、前司(道筆)同任行宣陳云、件國分二寺諸定額
- 4 寺堂舍資財雜物無實破損之色、皆是往

〔代〕
□之所致、不獨當任之雜怠、具旨注載代代
不與前司解由狀并度檢交替使實錄力

〔B〕

6

〔資財雜物〕

1

白玉卅四丸

高座□

3

放光寺

（繼目）

〔C〕

1

帳才言上頻畢、然而著任之後、屢加檢知、□_{〔相力〕}

2

催講讀師三綱檀越才令加修補、非無其

3

數望也、依實被錄矣、使爲_{〔撥消ノ上ニ追筆〕}氏才重勘云、寄事

4

於往昔之吏、忘勤於當任之忠、損失之漸

5

相積、修治之功未見、勤王之吏何如此乎、前司

6

〔同任行宣重力〕
陳云、勘發之旨□有_{〔雖〕}□

〔D〕

1

〔寶藏一字〕

資財雜物

無實

2

幡七旒

高座一具

3

善導寺

4

堂舍

5

瓦葺金堂一字

2

政所丸木倉一字

中門鳥居一基

□屋一字七間

〔E〕

1

金剛裝束

頭付小幡五條

半臂一領

2

法華寺

祓一足

堂舍

金堂一字

3

猶泥辨濟、往代損失不遑兼濟、雖然_{〔殊守力〕}□

嚴制、專廻微計、謂其勤節既叶起請、依實

被錄矣、

一國府院雜舍并諸郡正倉官舍無實破損事

4

無實

國府院

〔繼目〕

3	驛館一院	
4	四面築垣	鳥居一基
5	修理所	
6	土屋一字	
7	前帳云、無實者、今檢同前、	
8	諸郡	
9	生葉郡	
10	正倉院	
11	崇道天皇御倉一字	
12	西二屋一字五間	
13	前帳云、無實者、今檢同前、	
14	竹力 野 郡	
15	正院 倉脱力	
16	崇道天皇御倉一字	
17	東三屋一字	
18	破損	
19	國府院	
20	一字七間、南北二面庇	

(繼目)

(繼目)

1	無實	
2	甲卅三領 打鎌卅四柄 銚卅八柄	
3	百八十四張 鎌卅廿柄 鍾 卅五柄	
4	鐵甲廿二柄 手銚六十柄 冑四領	
5	見在破損	
6	木梓廿八隻 弓九十枚 大刀八十腰	
7	銚四十八柄 鎌卅十四柄 吳鼓卅一面	
8	箭三千三百五隻	
9	右使爲氏 勘云、件器仗戎具者 警 衛	
10	不慮之儲也、而皆悉無實、其由如何、前司同任行宣 道	
11	陳云、件器仗戎具已爲往代之無實、專非當任之	
12	損失、具由注載檢交替使實錄帳并代代	
13	不與前司解由狀言上頻畢、依實被錄矣、	
14	爲氏 重勘云、防禦之儲、暫不 可力	
15	代之舊損、無當任之新勤、吏途之務豈可	
16	然乎、前司同任行宣重陳云、勘發之旨、理雖可然、代	
17	代之吏各不營、今當取亡之季、更無結構	
18	之力、已爲承前之例、依實被錄矣、	
19	田圖戶籍雜公文并僧尼度緣戒牒 無實破損事力	
20	爲氏才 勘云、件田圖戶籍僧 尼 度緣戒力	

(繼目)

[I]

(繼目)

- 1 瓦葺東兵庫一字
- 2 後廳一院
- 3 萱葺五間覆殿一字 鳥居一基
- 4 ☐☐☐院 (應)
- 5 萱葺五間覆殿一字 萱葺五間廳 ☐☐☐ (屋一字)
- 6 政所屋二字
- 7 驛館一院
- 8 寢殿一字三間 (寢消ノ上ニ追筆)
- 9 右使爲氏才 勘云、件國府院諸郡官舍等、或以無 (實或以カ)
- 10 ☐☐☐破損、其由如何、前 ☐☐☐ (可同任行宣陳云カ)
- 11 是非當任之顛破、皆爲既往之損失、其由注
- 12 載代代不與前司解由狀并度度交替使 (寢消ノ上ニ追筆)
- 13 實錄帳言上頻畢、依實被錄矣、使爲氏重 (寢消ノ上ニ追筆)
- 14 勘云、雖有既往之懈怠、豈無任中之修營、論
- 15 之吏途、似無勤節、早加修補、可備分附、前司 (同任行宣重陳云カ)
- 16 ☐☐☐、勘發之旨、理雖可然、☐☐☐
- 17 盡力、數代之顛倒、一任難營作、就中此國逢
- 18 度度大風、官舍多以顛倒、依實被錄矣、
- 19 一國庫諸郡戎具器仗無實破損事

[J]

(繼目)

- 1 牒無實破損、其由如何、前司同任行宣陳云、件田圖
- 2 戶籍僧尼度緣戒牒無實破損、非當任之雜
- 3 怠、爲既往之損失、既見代代帳、依實 ☐☐☐ (被錄矣)
- 4 使爲氏才 重勘云、四證之圖是國家規模、五 (寢消ノ上ニ追筆)
- 5 比之籍又累代蹤跡也、而所殘田圖破損已
- 6 多、度緣戒牒須納國庫、全備分附、☐☐☐以無實、 (悉)
- 7 以何爲證、前司陳狀同前、
- 8 一驛傳馬無實事 (寢消ノ上ニ追筆)
- 9 右使爲氏才 勘云、此國應在驛傳馬足數有 (寢消ノ上ニ追筆)
- 10 限、新稻早存、而已以無實、其由如何、前司同任行宣 (追筆)
- 11 陳云、驛馬無實之後已經數代、詳載代代不與
- 12 解由狀實錄帳才度度言上畢、依實被錄矣、 (寢消ノ上ニ追筆)
- 13 使爲氏 重勘云、無實之由雖注前帳、買 ☐☐☐
- 14 勤已在後、任運送之儲、何以爲本、早以見馬
- 15 可備分附、前司陳狀同前、
- 16 一池溝堤無實破損事
- 17 大破八處
- 18 四處長各廿三丈一尺 廣各一丈 高一丈

(繼目)

[K]

(繼目)

- 1 二處長各廿一丈 廣一丈八尺 高各八尺
- 2 二處長各廿一丈 廣一丈八尺 高八尺
- 3 中破五處
- 4 二處長各五丈 廣八尺 高各二尺五寸
- 5 二處長各一丈五尺 廣一丈四尺 高各四尺
- 6 一處長一丈三尺 廣一丈二尺 高一丈
- 7 小破百七十九處
- 8 右使爲氏才勘云、池溝是田農之基、
(勘ノ上ニ追筆) 堰^(堤)□□^(又カ)
- 9 灌漑之源也、而皆悉無實、其由如何、
(勘ノ上ニ追筆) 前司同行宣
- 10 陳云、件池溝堰堤才皆爲往代之無實、專非
- 11 當任之破損、具旨見代代不與前司解由狀
- 12 度度檢交替使實錄帳、依件被錄矣、
(勘ノ上ニ追筆) 使
- 13 爲氏重勘云、國者以耕田爲本、田者以用水
- 14 爲先、逐年修固者、可及大破乎、縱雖無
- 15 往吏之忠、何可致當任之怠、論之政途、似
- 16 無勤節、前司陳狀同前、
- 17 一燧燧無實事
- 18 右使爲氏才勘云、燧燧者是機急之備、非

19 常之儲也、而悉以無實、其由如何、前司同行宣^(追筆)

20 陳云、件燧燧爲往代之無實、非當任之損

(繼目)

[L]

(繼目)

- 1 失、具旨注載代代不與前司解由狀度度
- 2 檢交替使實錄帳言上已畢、依實被錄矣、
- 3 未辨濟前司以往雜怠事
- 4 右使爲氏才勘云、前司以往雜怠、湏任格^(條カ)□□^(追筆)
- 5 致辨墳也、而不見所濟、其由如何、前司同行宣^(追筆)
- 6 陳云、已弊之境雖存年輪、當任之事猶以
- 7 難治、往代雜怠不能兼濟、早任先例、被
- 8 勘錄矣、
- 9 一宮城大垣無實事
- 10 右使爲氏才勘云、宮城大垣談天門以南一町者、
(勘ノ上ニ追筆)
- 11 每任加修理可交替後司、而覆勘文不見、其^(由カ)□
- 12 如何、前司同行宣陳云、造內裏者、諸國一同
- 13 其勤、一州獨非致其功、就中依延久三年
- 14 五月 宣旨、應德三年九月官符進納新物、
- 15 請宮城使返抄、絆爲流例、依實被錄矣、
- 16

17 以前、大治元年以後延應元年以往年年神

18 社佛寺資財雜物官舍無實破損、依例勘

.....(繼 目).....

[M]

.....(繼 目).....

1 錄言上如件、謹解、

2 仁治二年六月一日

3

4 檢交替使

5 使從五位下行大監惟宗朝臣爲氏

6 主典正六位上上野宿禰爲安

7 前司同任

8 權介從五位下礒部宿禰行宣

9

10 大宰府

11 正二位行權帥藤原朝臣未到 申上從五位下行少監惟宗朝臣爲宣

12 從五位上行少貳藤原朝臣爲佐 從五位下行權大監惟宗朝臣爲村

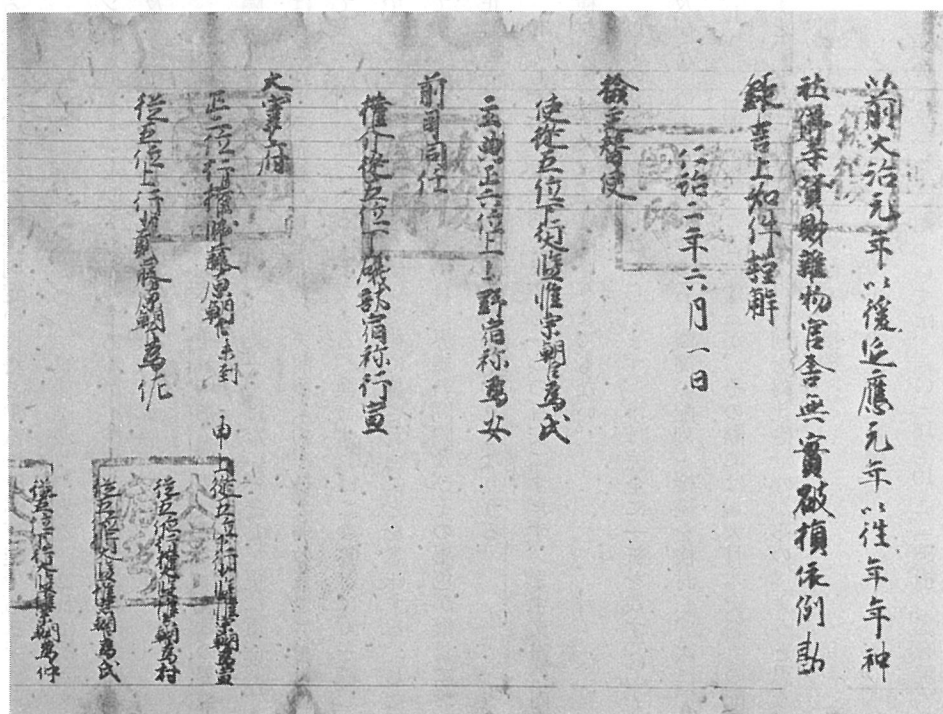
13 從五位下行大監惟宗朝臣爲氏 從五位下行大監惟宗朝臣爲仲

14 從五位下行大監大中臣朝臣佐經 從五位下行大監惟宗朝臣爲主

15 從五位下行大監惟宗朝臣爲主

16 從五位下行大監惟宗朝臣爲主

○以下約六行分空白



「筑後国檢交替使実録帳」卷末位署

このうち〔A〕〔F〕はいずれも零細な断簡であるが、〔G〕〔M〕は、天地に若干の湿損箇所があるものの、ほぼ一紙分を残している。『大日本史料』ではこれら各紙は、〔C〕・〔D〕・〔B〕・〔E〕・〔A〕・〔F〕・〔G〕・〔I〕・〔H〕・〔J〕・〔K〕・〔L〕・〔M〕と配列されており、原文書とはかなり異なっている。そこで原文書乃至は『大日本史料』の配列・接続の当否を検討しなければならないが、その場合、主としてこの文書の形状の面からは、さしあたり次の三点を手がかりとすることができ

る。

第一はこの文書の書式である。例えば〔J〕16〔K〕10⁽¹⁹⁾に、

「一池溝堤無実破損事

大破八処

(中略)

中破五処

(中略)

小破百七十九処

右使為氏等勘云、(中略)、前司同行宣陳云、(以下略)

とあるように、一つの事項に関して、初めに事書があり、次にその「無実」・「破損」の内訳を記し、最後に検交替使の勘発とそれに対する前司同行国司の陳述が続く。事項の性格によっては、「無実」・「破損」の内訳を必要としないものもある(例えば〔L〕を参照)が、基本的には右に例示した形式をとると見てよい。したがって、この書式に合致す

るか否かを、接続の当否判定の材料とすることが可能である。

第二は、各紙継目に捺された「筑後国印」である。これは縦六・二センチ、横六・一センチのものであるが、接続が正確であれば国印の寸法及び印影もまた正確なはずである。⁽²⁰⁾

第三は墨界線、就中天九本のそれである。原文書では九本の界線の間隔及び各界線の墨色(太さ)が均一ではない。そして更に重要なことは、これらの界線が七十五センチ前後(約一紙半弱の長さ)を単位として一氣に引かれていることである。⁽²¹⁾換言すればこの界線は、一紙ごとではなく、何紙かを貼り継いだ後に施されたことを意味する。したがって接続の当否を判断する場合、界線の間隔及びその墨色が継目において正確に一致するか否かが一つの手がかりとなりうる。

しかし右の三点はあくまでも一つの目安にすぎず、まず文書の内容の検討が先行すべきことはいうまでもない。

以上の諸点に留意しながら、まず、ほぼ完全に一紙を残す〔G〕〔M〕及び〔G〕の内容と関連する〔F〕断簡の配列・接続を検討し、次に〔A〕〔E〕の五断簡を扱うことにするが、その際には『大日本史料』の配列をもととし、それと原文書との異同を対比させながらのべようと思う。

(1) 〔F〕〔M〕の配列・接続

(a) 〔F〕・〔G〕・〔I〕の配列・接続

まず、〔G〕、〔I〕については、〔G〕18・19に「破損 国府院」とあり、また〔I〕9の検交替使の文言に「件国府院諸郡官舎等云々」と見え

ることから、両紙が一連の内容をもつものと見てよく、またこの文書の書式よりすれば〔G〕が〔I〕の前に位置することは明らかである。更に、〔F〕4には「一国府院雑舎并諸郡正倉官舎無実破損事」と事書があり、続いてその「無実」の内訳けが記されているから、〔F〕も〔G〕・〔I〕と一連の内容のものであり、しかも〔F〕は〔G〕より前に配列されなければならない。

そこで次にはこの三紙の接続関係を検討しなければならない。まず〔G〕の記載については以下の二点を指摘することができる。第一に〔G〕18・19に「破損 国府院」とあることから、それより前の〔G〕1～17の記載は国府院あるいは諸郡官舎の「無実」の内訳けと判断される。第二に〔G〕8は「諸郡」と判読できるが、これは「国府院」と対応するものと見てよく、以下〔G〕17まで「生葉郡」、⁽²²⁾「^(付九)野郡」についての記載があるから、それより前の〔G〕1～7の記載は「国府院」の建造物を列記したものと考えることができる。以上の二点より、ここでは「無実」・「破損」の各々の内訳けは、「国府院」と「諸郡」とに分けて記されていたと判断される。

そこで〔I〕を見ると、〔I〕7に「駅館一院」とあり、一方〔G〕の「国府院」の「無実」の内訳けと考えた部分にも「駅館一院」(〔G〕3)と見える。したがって〔I〕7の「駅館一院」もまた「国府院」の建造物の一つであり、しかもその「破損」の記載と考えられる。この点よりすれば〔I〕は〔G〕の「破損 国府院」以下に接続すると見ることができ、この

場合には継目の印影・界線に矛盾は生じない。

次に〔F〕、〔G〕の接続については、『大日本史料』でも「コノ間闕損アラン」(五五三頁五行目)と注記されているように、〔F〕末尾は破損しており、直ちに〔G〕と接続することはありえない。しかしこの両紙が一連の内容のものであり、しかも〔G〕1～7の記載が右にのべたように「国府院」の「無実」の内訳けに相当するものであり、〔F〕5・6にも「無実 国府院」とある以上、その間に若干の欠落部分をおいて接続するはずである。そこで〔F〕断簡を精査すると、その左端にわずかに印影の痕跡を認めることができる。このことは、〔F〕断簡がもとの一紙の継目に極めて近い部分に相当するものであることを示している。いまその痕跡の位置を他紙の国印の位置と比較すると、〔F〕・〔G〕間の欠落は一行分と判断することができる。両紙の界線がその紙端附近でよく一致していることも、この間の欠落が極めてわずかであることをもの語っている(以上、巻末図版1参照)。

以上によって、〔F〕・〔G〕・〔I〕の配列・接続は、『大日本史料』のように〔F〕…〔G〕―〔I〕としてよく、その場合、〔F〕…〔G〕間に一行分の欠落を認めることができる。⁽²³⁾

(b) 〔I〕・〔H〕の接続

この二紙については、〔I〕19に「一国庫諸郡戎具器仗無実破損事」と事書があり、また〔H〕冒頭からは戎器の「無実」・「見在破損」の内訳けと勘発・陳述が記載されている。したがって現状を逆順にして〔I〕―

〔H〕と接続すれば、これらは前にのべた第一点の書式と完全に一致し、内容にも矛盾は生じないし、印影及び界線もまたよく一致する。そしてこの場合、『大日本史料』の配列はこの結果と合致している。

(c) 〔H〕・〔J〕の接続

これについては、〔H〕19に「^{〔カ〕}田図戸籍雑公文并僧尼度縁戒牒^{〔ニ〕}」⁽²⁴⁾と事書があり、また〔J〕1～2の前司同任の陳述に「件田図戸籍僧尼度縁戒牒無実破損」と見えることによって両者が同一内容のものであることは明らかである。そして〔H〕20の「^{〔右カ〕}為氏等勘云件田図戸籍僧^{〔ニ〕}」及び〔J〕1の「牒無実破損其由如何」が、ともに検交替使の勘発の文言であることも確実である。

ところで『大日本史料』はこの両紙について、「コノ間闕損アラン」と記している。たしかに〔H〕末尾の天地には若干の破損があるが、しかし継目及び印影は明らかに残存しており、〔H〕左端に一行以上の欠落を認めることはできない。また〔J〕右端にも欠損は全くない。したがってこの両紙が直ちに接続するか否かは、〔H〕20の欠損部分の復原如何にかかっている。『大日本史料』はこの部分を、

〔^{〔右カ〕}為氏等勘云、件田図戸籍僧^{〔ニ〕}度縁戒牒^{〔カ〕}〕

と復原しているが、〔J〕の冒頭は「牒無実破損」と書き出されているから、「牒」の一字が重複することになり、この復原では両紙は明らかに接続しない。したがって『大日本史料』の見解にしたがえば〔H〕・〔J〕間に一紙以上の欠落を想定しなければならないが、その可能性は極めて

少ない。第一に、〔J〕1～2の「前司同任宣陳云件田図戸籍僧尼度縁戒牒無実破損」という文言は、〔H〕20に「^{〔右カ〕}為氏等勘云件田図戸籍僧^{〔ニ〕}」^{〔ニ〕}とある勘発の文言と対応するものである。第二に〔H〕・〔J〕間に一紙以上の欠落を考えた場合、そこでは勘発と陳述がくり返えられるはずであるが、それは極めて長大なものとなり、この文書としては異例といわなければならない。第三に、この文書においては、勘発と陳述をくり返す場合には、例えば〔H〕14～16に見られるように、「使為氏重勘云、……前司同任宣重陳云……」という形式が一般的であると考えられるが、〔J〕1では単に「前司同任宣陳云」としている。これはその間に勘発のくり返えしかなかったことを示すものである。

以上の諸点よりすれば、〔H〕・〔J〕間に欠落を考える必要はなく、この場合はむしろ、両紙が接続するものとして欠損部分を復原すべきであろう。そこで『大日本史料』を参照しながら復原すれば

〔^{〔右カ〕}為氏等勘云件田図戸籍僧^{〔ニ〕}度縁戒牒^{〔カ〕}〕

となり、〔J〕冒頭の「牒無実破損」以下に接続させることができよう。⁽²⁵⁾この復原によって原文書の字配りに不自然を生じることなく、また記載内容にも矛盾を生ぜしめることなく両紙を接続でき、その場合には界線もよく一致する。

(d) 〔J〕・〔K〕・〔L〕・〔M〕の接続

この四紙のうち〔J〕・〔K〕・〔L〕の三紙については、〔K〕冒頭及び末尾の各一行の文字が一部分継目の上に乗っているので、これらが〔J〕一

〔K〕―〔L〕と接続することは疑問の余地がない。また〔L〕・〔M〕もその内容及び印影から、直ちに接続するものと判断してさしつかえない。

(e) まとめ

以上(a)～(d)の考証によって、〔F〕〔M〕各紙の配列・接続は、〔F〕…〔G〕―〔I〕―〔H〕…〔J〕―〔K〕―〔L〕―〔M〕とすることができ、『大日本史料』の配列は、〔H〕…〔J〕の接続に関するほかは、原文書の現状に比べて極めて正確なものといつてよい。

ところで原文書で〔G〕―〔H〕―〔I〕と接続されている個所は、右の如く〔G〕―〔I〕―〔H〕と改めるべきことが明らかであるが、何故原文書では〔G〕―〔H〕―〔I〕と接続されたのであろうか。

この点は〔G〕・〔H〕両紙の紙背文書を検討する必要がある。それは備中国新見庄関係の二通の契状案であり、一通は応永二十七年五月十三日付で、〔H〕の紙背に、他の一通は同年五月十五日付で、〔H〕から〔G〕にかけての紙背に、それぞれ記されている。この二通の契状案は「壬生新写古文書底本」(「続左丞抄」第六十三・六十四号文書の紙背にも見えるもので、これと対照させることによって、右の五月十五日契状案が〔H〕―〔G〕と間断なく連続していることを確認できる。このことから、「検査交替使実録帳」の〔G〕―〔H〕―〔I〕の接続は右の紙背文書のあり方にもついでなされたものと考えることが可能である。この推定が許されるならば、「検査交替使実録帳」が、ある時点で反古紙としてその紙背を利用された可能性が生じる。その時期を考える手がかりになるとと思われる

のは、〔K〕紙背に、

「 (花押(一))

新見庄 (花押(二))

とある花押である。⁽²⁸⁾ 前記「壬生新写古文書底本」の紙背には、二通の契状に続けて、

「乙丑永正二年十一月 日

右契状両通書テ波々伯部方へ持参并新見方ニ見之」

と記し、更にその肩に、

「新大史盛遠ト書テ

(花押)此判ヲスル」

として花押を模写している。これらによれば、永正二年十一月、「新大史盛遠」(主殿寮年預安倍盛遠)⁽²⁹⁾ は二通の契状を書写し、それを「波々伯部方」及び「新見方」に提示しているのであるが、この盛遠の花押が〔K〕紙背の花押(一)と等しいと判断される。⁽³⁰⁾ すなわち「検査交替使実録帳」の紙背文書は盛遠が書写した契状と密接に関連するものであり、それを波々伯部・新見双方に提示する過程で何らかの役割りを果たしたことが想定できる。したがって「検査交替使実録帳」の紙背利用の時期も永正二年十一月を遠く隔ることはないと考えることができよう。この点についてはなお多くの問題を考える必要を認めるが、今は「検査交替使実録帳」の伝来の一端をうかがう一つの手がかりとして概略を記すにとどめる。

(2) 〔A〕〔E〕の配列

次に、残された〔A〕・〔E〕の配列を考えなければならないが、この五紙は特に湿損が甚だしく、全て零細な断簡であるため、その接続は勿論、配列についてもこれを確定することは極めて困難である。現状はおそらく、断簡を集めて仮りに巻首に配列したにすぎないものと思われるが、これを校訂した『大日本史料』の配列にも多少検討の余地があるように思われる。

まず〔A〕1～2の檢交替使の勘発の文言に「件国分尼寺諸定額寺堂塔雑舎資財雑物無実破損」とあり、一方〔B〕・〔D〕・〔E〕各断簡には「放光寺」、「善導寺」、「法華寺」と寺院名が見え、また「資財雑物」、「堂舎」とも見える。これによって〔A〕・〔B〕・〔D〕・〔E〕が一連の内容を有することは明らかであり、しかも〔B〕・〔D〕・〔E〕は「無実」・「破損」の内訳けに相当する部分と考えられるから、この文書の書式にしたがえば、〔A〕は〔B〕・〔D〕・〔E〕の後に位置するであろう。

そこで問題は〔C〕断簡の位置である。『大日本史料』はこれをこの文書の冒頭に置いているが、その根拠は明らかではない。結論的にいえば、〔C〕は〔A〕に続く勘発・陳述の一部を成し、両断簡はもと一紙であったと考える。その理由は、第一に、〔C〕1～2の「^{相カ}催講読師三綱檀越等令加修補」という文言は、〔A〕1～2の勘発に見える「国分尼寺諸定額寺堂塔雑舎資財雑物」に関連するものと考えて不自然ではない。第二に、〔A〕4～5の前司同行宣の陳述中に「皆是往^代□之所致不独当任之雜忌」とある文言は、〔C〕3～4で檢交替使が「寄事於往昔之吏忘勤

於当任之忠」とのべていることと対応している。第三に、〔C〕3に「使為氏等重勘云」としている点は、〔A〕1の「右使為氏等勘云」に続いて勘発をくり返えたものと見れば、勘発・陳述をくり返えす場合のこの文書の一般的な形式に合致する。こうして〔C〕を〔A〕に続くものとすれば、第四に、その界線もまた紙端附近においてよく一致するのである。

以上のように〔A〕・〔C〕を本来一紙のものと想定した場合、その間には当然欠落があるはずである。しかしその正確な復原は不可能に近い。〔A〕左端の中央部に若干の墨付はあるものの判読することはできず、手がかりとすることはできない。ただ、この文書における前司同行国司の陳述には一定のパターンがある。〔H〕9以下の戎具器仗の無実・破損の場合を例にとれば、①まず檢交替使が無実の事由を問い、②これに対して前司同行国司はそれを「往代之無実」と主張し、③檢交替使実録帳及び不和解由状にその旨を記して度々言上していることをのべる。この形式は国府院諸郡官舎（〔I〕9～13）・田原戸籍度牒（〔J〕1～3）・池溝堤（〔K〕8～12）・燧燧（〔K〕18～〔L〕2）の諸項の場合にも共通し、駅伝馬（〔J〕9～12）の項も基本的にはこの形式に含めることができる。いま〔A〕・〔C〕を見れば、「皆是往^代□之所致」、「具旨注載代代」（〔A〕4～5）、「帳等言上頻畢」（〔C〕1）などの文言が見えており、この場合も右の形式に一致すると見られる。特に〔A〕5の末尾に「具旨注載代代」、〔C〕1の冒頭に「帳等言上頻畢」とある点は、この部分が右の③に相当する個所であることをうかがわせる。こう考えた場合、その欠失

部分は例えば、

〔A〕（前） 略）具旨注載代代

……………（破損）……………

不与前司解由状并度檢交替使実録

……………（破損）……………

〔C〕 帳等言上頻畢（以下） 略）

のように復原することもできよう。³¹

右にのべたことはもとより確たる根拠をもつものではなく、復原もその一字一句に正確を期し難いものであるが、あえて試案としてここに提示し、大方の御教示を仰ぎたいと思う。

さて、以上のように〔A〕・〔C〕が〔B〕・〔D〕・〔E〕の後に位置するとすれば、次に〔B〕・〔D〕・〔E〕の配列を確定しなければならないが、もはやそれは不可能である。ただ、各断簡に見える寺院の所属する郡名を明らかにできれば、延喜民部式及び「和名抄」に掲げられている郡の順序にしたがってそれらを仮りに配列しておくことも一案であろう。しかしそれも、〔D〕の善導寺については「歴代鎮西要略 二」に「承久二年庚辰、草野筑後前司永平、造善導寺於筑後草野、^{在本}山本」とあって、それが山本郡に属していたことを推定できるが、放光寺・法華寺については現在までに適当な史料を見出しえていない。『大日本寺院総覧』には三猪郡に「放光寺」、三池郡に「法華寺」の名が見えており、これらがこの文書の両寺院に相当するものであれば、この三断簡は『大日本史料』

の如く〔D〕・〔B〕・〔E〕と配列することもできるが、いずれにせよこれについては明証を欠き、またその配列の確定にもさ程の意義は認め難い。ここではひとまず『大日本史料』の配列にしたがっておこうと思う。すなわち〔A〕・〔E〕を仮りに、〔D〕・〔B〕・〔E〕・〔A〕・〔C〕と配列し、〔A〕・〔C〕間に一行分の欠落を想定しておく。

最後にこれら五断簡と〔F〕1～3の関連についてもふれなければならないが、この点もまた手がかりに欠ける。ただ〔F〕2に「謂其勤節既叶起請」と見える文言は、「上野国交替実録帳」の「神社并学校院厩像礼服祭器雑物」に関する前司家業の陳述の中に、赤城明神社について、「以新造立謂其勤節已過起請」とある文言と酷似しており、仏神に対する慣用的な用法と推定される。したがって〔F〕1～3も〔A〕・〔C〕とともに、国分寺諸定額寺に関する前司同任国司の陳述の一部である可能性もあるが、不明としておくべきであろう。

(3) 総括

以上、多くの推測をまじえて複雑な考証を重ねてきたが、それをもとに全体を通して配列・接続関係を示せば次のようになる。

〔D〕・〔B〕・〔E〕・〔A〕・〔C〕・〔F〕・〔G〕・〔I〕・〔H〕・〔J〕・〔K〕・〔L〕・〔M〕

すなわち、〔D〕・〔B〕・〔E〕・〔A〕、及び〔C〕・〔F〕の間には接続関係を認めることはできないが、〔A〕・〔C〕、〔F〕・〔G〕、〔H〕・〔J〕の間は欠失部分の復原もしくは欠失行数を測定することが可能であり、〔G〕

「I」―「H」及び「J」―「K」―「L」―「M」はそれぞれ直ちに接続すると判断することができる。

(三) 検交替使帳の基本的性格

右に見てきた「筑後国検交替使実録帳」をもとに、ここでは検交替使帳の性格についてふれておこう。

(一)でのべたように、検交替使は前司卒去の国における受領の交替に際して派遣されるものであり、検交替使帳がその場合に作成された公文であったことは明らかである。したがって受領の交替に関する公文という点では不与解由状とその目的を一にしていると考えることができる。福井・中里両氏によって不与解由状と断定された「上野国交替実録帳」と右の「検交替使実録帳」を比較した場合、その書式が酷似していることがまず目につくのであるが、記載内容についても共通する点が多い。

不与解由状については「江家次第」巻第四、「不与状問事」にその記載事項を列挙しているが、それによれば不与解由状には、本願条・不動条・糶条・格率分条・神社条・仏寺条・大垣条などの諸項が記載されることになっており、また「上野国交替実録帳」からは「正税公廨雜稻加挙本願等」・「年年交替欠穀額白塩」・「神社并学校院厩像礼服祭器雜物」・「国分二寺諸定額寺仏像経論資財雜具堂塔雜舎并府院諸郡官舎」・「国庫納仏経僧尼度縁戒牒」・「田図戸籍等」・「戎具器仗等」などの項目を検

出できる。「筑後国検交替使実録帳」に見える事項のうちには右の諸項と一致するものも多く、またそれに関する無実・破損の勘発が行なわれていることも上野国の場合と共通しており、「北山抄」巻第十、「実録帳事」に、「不与状者勘発無実之状也」とある記事はこの「検交替使実録帳」に対しても該当している。これらのことは不与解由状と検交替使帳の目的とするところが極めて近い関係にあったことを証するものといえようが、それは「筑後国検交替使実録帳」自体からうかがえる。

この文書の際立った特徴は、特定の個所に集中して擦消・追筆の跡が認められることである。すなわち第一に、この文書に十五個所見える「(右)使為氏(等)」の全てが、他の文字を擦消した後に追筆されており(巻末図版2)、また第二に、九個所に見える「前司同任行宣」のうち、最後の例(「L」12)を除く八個所は、もと「前司 陳云」とあった字間に追筆(巻末図版3)、もしくは他の文字を擦消した後に追筆したものである。この第二の点は以下のように考えることができる。すなわち、「前司 陳云」という当初の書式は、その字間に前司の人名を記入すれば直ちに不与解由状の書式に一致することは「上野国交替実録帳」及び相模国の不与解由状に徴すれば明白である。しかし他方、この「検交替使実録帳」の巻末には検交替使の位署が明記されており、また「同任行宣」の最後の個所には追筆の形跡はなく、当初から「前司同任行宣 陳云」と記されている。このことより敢えて推測を加えれば、この文書は初め不与解由状の作成を目的として記載されはじめたが、何かの事情

から途中でそれを検交替使帳の作成に変更した可能性が生じる。〔J〕7・15、〔K〕16に「前司・陳状同前」とあって、「前司同任」としてはいないのは、これが不与解由状として作成されはじめたことの名残りと理解することができよう。こう考えることが許されるならば、第一点の擦消された箇所は、不与解由状の書式から推定すれば、もと「新司(某)」とあったと見ることができ⁽³⁴⁾る。

以上のようなこの文書の作成過程もまた、不与解由状と検交替使帳の、書式・内容両面における親近性をもの語るものといえよう。

しかし、この親近性の由来を、両者がともに受領の交替に関する公文であるという一点に帰してしまうことはできない。なぜならばこの文書に見られるような検交替使帳の書式が当初からのものであるかどうかは別に考える必要があるからである。まずこれまで便宜的に統一して用いていた「検交替使帳」という名称について見よう。

管見の限りではその初見は、延喜五年「観世音寺資財帳」に見える「大同四年交替帳」⁽³⁵⁾であり、次いで弘仁四年九月廿三日官符に「載不与解由状及交替帳等言上」とあるものが早い例であろう。しかしそれはいずれも「交替帳」としている。これに対して延喜式の段階になると「検交替使帳」が多く見え(延喜勘解由使式、延喜交替式)⁽³⁷⁾、更に下つて長元年間と推定されている「上野国交替実録帳」には「検交替使実録帳」と見える。これら三様の名称は、本来「検交替使実録帳」とすべきところを「交替帳」、「検交替使帳」と略称したにすぎないのかもしれない⁽³⁸⁾。

が、またその相違を、検交替使の制度的変遷もしくは検交替使帳の書式の変化と対応させて段階的に把握できる可能性も否定できない。しかし既に(一)でのべたことから知られるように、検交替使の制度には不明な点が多く、それを検証することは困難である。そこでさしあたり、不与解由状などとともにしばしば史料にあらわれる「実録帳」について検討し、これと検交替使実録帳の関係を見ることにしよう。

一般に「実録帳」とは令任用分付実録帳の略称と考えられているようであり、⁽³⁹⁾事実、延喜勘解由使式などには、そのように考えてよいものもある。しかし、「北山抄」巻第十に見える次の史料は、右の見解が必ずしも全てにあてはまるものでないことを示しているように思われる。

実録帳事

不与状者勘発無実之状也、実録帳者有実無実相並勘録之帳也、仍立割署条、若有勘頭之物、為詔使功者也、而近代帳如不与状、無有差別、或人云、⁽⁴⁰⁾今任用分付之帳、不同詔使実録帳云々、此事未詳、検旧帳可知之、但不与状者、以前司不可済負累、放還之後、即依為後司之弁也、実録帳者、所在欠失、若填為功、雖不填不為過歟、任用帳者、不可失前定数、是同不与状、異詔使帳之一端也、⁽⁴¹⁾見近代実録帳、任用只陳欠失之由、新司不加受領之詞、申停詔使之時、申任前司受領之數、可受領官物之由、依無公損被裁許也、而此皆雖無実無有定数、是則当任填之、⁽⁴²⁾欲如我功也、(以下略)

この史料の基本的な構成は、まず「不与解由状」と「実録帳」及び

「任用帳」の異同をのべ(イ)(ロ)、それと同時に、「実録帳」に関して、十一世紀初頭の「近代」の制を古制と対比して論じている(イ)(ロ)。このことに留意した上で、ここに見える「実録帳」が何を指しているのかを考えよう。

第一に、ここでは「実録帳」は令任用分付実録帳と区別されている。(ロ)の記述は「不与状」・「実録帳」・「任用帳」の三者を対比させたものであり、「任用帳」すなわち令任用分付実録帳と「実録帳」とは別個の扱いをうけている。第二に、「実録帳」は検交替使実録帳を指していると判断してよい。なぜならば、(3)の「近代実録帳」についての記述のうち、「任用只陳欠失之由、新司不加受領之詞」とある点は「筑後国検交替使実録帳」の書式と一致しており、また「申停詔使之時、申任前司受領之數、可受領官物之由」という交替方式は、(一)でのべた前司卒去の国における受領の交替方式と等しいからである。とすればそこに見える「詔使」とは、天長二年五月十日官符によって詔使に準ずる扱いをうけることとなった検交替使を指すものと考えるべきである。したがって(イ)に見える「実録帳」及び「或人云」として引いている「詔使実録帳」についても、ともに「詔使」と関連させて記述されているから、「詔使」が検交替使を指している以上、これらもまた検交替使実録帳を意味するものと考えてさしつかえない。

右の二点より、「北山抄」の編者藤原公任がここで念頭においていた「実録帳」とは検交替使実録帳にはかならない。少くともその頃には「実

録帳」を検交替使実録帳の略称として用いることがあった。⁽⁴¹⁾

このように考えると、(イ)の「実録帳者有実無実相並勘録之帳也」、及び(ロ)の「而近代帳如不与状、無有差別」という記事は極めて注目すべきものとなる。すなわち検交替使実録帳は本来、「有実無実相並勘録之帳」であり、「勘免無実之状」である不与解由状とは書式・内容ともに明確に区別されうるものであって、それが後には不与解由状と区別をつけ難いまでに変容をとげたのである。実際にも「筑後国検交替使実録帳」が不与解由状の書式・内容と近似していることは前に見た通りである。したがって「筑後国検交替使実録帳」にうかがわれる検交替使帳の書式・内容はその本来の姿ではなく、変容をとげた後のものと考えることができよう。このような検交替使実録帳の変容、不与解由状との内容上の同化現象は、(一)でのべたように、新司が検交替使派遣の停止を求め、前司の受領定数にもとづいて前司同任国司との間で交替事務を行うような傾向が増大し、検交替使の実体が失なわれてゆくことと対応するものと考えられ、ただ前司卒去の国における受領の交替公文としての形式だけを残しているということができよう。⁽⁴²⁾

これとともにまた、検交替使実録帳と令任用分付実録帳の区別も十一世紀初頭には不明確になっていたことがうかがえる。藤原公任は、「今任用分付之帳、不同詔使実録帳」という「或人」の見解について、「此事未詳、検旧帳可知之」とのべている。既に平安初期以来、国衙の行政権が受領に集中し、任用国司が主体性を喪失して受領の属僚と化してゆく

傾向が見られるのであり、これにともなう令任用分付実録帳は早くその実体を失ったのではなからうか。しかしこの点については令任用分付実録帳の実態が必ずしも明確になっていないので、これ以上ふれることはさしひかえることにしよう。⁽⁴³⁾
(補注)

おわりに

以上、「筑後国検交替使実録帳」を中心として、若干の関連事項についても検討を加えてきた。しかしなお考えるべき問題は多い。(一)にのべたように検交替使は平安中期以降その姿を消してゆき、検交替使実録帳もまたこれにともなうて変容し、実体を喪失していったと思われる。このような過程からすれば、「筑後国検交替使実録帳」が鎌倉期にまで下るものであることは、この文書が壬生官務家に伝来した事実と併せて、その作成目的の解明が必要であることを語っている。また不明な点の多い検交替使の制度についても多くの問題を残した。しかしもはやこれらについてふれる余裕はない。全て後考を期し、ひとまず稿を終えることにする。

註

- (1) 長山泰孝「勘解由使の設置と解由制度の展開」(『日本歴史』一七四号)
・福井俊彦「勘解由使の設置と延暦交替式」(『同誌』一七八号)・中里浩
「勘解由使について」(『歴史』三六号)など。
(2) 古く岸本由豆流が天保九年版「交替式」(延暦交替式)の巻末に「考異」

と短かい解題を加えて以来、菅政友「交替式」(『菅政友全集』所収)・植木直一郎「延暦・貞観・延喜の交替式」(『国学院雑誌』一二巻一二号)・同「交替式と倉庫令」(『同誌』一三巻一号)・和田英松「本朝書籍目録考証」・宮城栄昌「延喜式の研究 論述篇」第二篇第六章及び第三篇第七章・福井俊彦「延喜交替式の基礎的研究」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』七号)・同「貞観交替式の研究」(『史観』七二号)・早川庄八「交替式の基礎的研究」(『日本歴史』一三九・二四〇号)・同「延暦交替式・貞観交替式・延喜交替式」(『国史大系書目解題 上巻』所収)・菊地礼子「交替式の一考察」(『お茶の水女子大学人文科学紀要』二五巻第三分冊)などがある。

(3) 大森金五郎「国司ノ交替ニ付キ解由状与不ノ制」(『史学雑誌』六編二・三号)・尾田信直「解由状の沿革」(『同誌』一三編八号)・福井俊彦「不与解由状について」(『日本歴史』一五八号)・中里浩「前掲論文」など。以下の本文において論及する福井・中里両氏の見解は全てこれによる。

(4) 史料には「交替帳」、「検交替使帳」、「検交替使実録帳」などとあらわれるが、本稿では、特定の公文を指す場合を除き、便宜「検交替使帳」に統一して用い、後にその名称について若干ふれることにする。

(5) 『平安遺文』第九巻、四六〇九号。

(6) 『平安遺文』第一巻、二〇四号・『大日本史料』一編之四。

(7) 村尾次郎「律令財政史の研究」第三章第一節。

(8) 米沢康「所謂越中国官舎納穀交替記について」(『日本上古史研究』六巻三号)、『越中古代史の研究』がこれに関する研究史の整理を行なっている。

(9) 吉村茂樹「国司制度崩壊に関する研究」第二編第三章(注十七)。

(10) 梅村喬「勘会制の変質と解由制の成立」(『日本史研究』一四三三号)。
(11) 「類聚三代格」巻第十二。但し「越中国官舎納穀交替帳」に

「大同二年九月十四日主典藤原大初位下阿保朝臣氏丸
使采女佐正八位上多治比真人貞成
」

と見え、これが検交替使である可能性がある。もしそうであればこれが初見

ということになる。

(12) 名例律八虐条及び職制律指斥乘輿条。

(13) 天長元年九月十日太政官符(「三代格」卷第四)。なお、最近渡辺寛氏によつて新たに見出された東北大学附属図書館狩野文庫所蔵の「類聚三代格」古抄本(渡辺寛「類聚三代格の復原に関する若干の問題点」(皇学館大学紀要「一」号)の後記を参照。)によれば、「新訂増補国史大系」本の底本となつた前田家本には錯簡があり、この官符は別個の二通の官符を取り合わせたもの(大系本「附載」の「 月廿日」付官符はその一方の一部分)であることが判明する。したがつてこの官符をもつて勘解由使の再置を論じることができなくなった。しかしその詳細は渡辺氏が古抄本を公刊される日を待つべきである。

(14) 天長元年八月二十日太政官符(「三代格」卷第四)。

(15) 「本朝世紀」同日条。なお「将門記」に、「常陸介維幾朝臣并交替使、幸遇理運之遺風、便以十五日歸任国館、」と見え、検交替使が現地へ赴いてゐたことが確認できる。この時の遣使は、天慶二年五月十七日、前上総介百濟王貞運が武蔵守に任じ(「類聚符宣抄」卷第八、同日宣旨)、これにともなつて前武蔵守藤原維幾(「政事要略」卷第五十三、勘解由使勘判抄、武蔵国承平六年判)が常陸介に転出したためのものであろう。当時常陸国は親王任国であつた(「類聚三代格」卷第五、天長三年九月六日官符)から、常陸介維幾が受領であつた。「将門記」に「長官藤原維幾朝臣」とあるのはそのことを示すものであろう。

(16) 「朝野群載」卷第二十六。

(17) 吉村茂樹『前掲書』第二編第三章(注十七)及び第三編第一章(注一)・鏡山猛「筑後国府の調査」(「上代文化」三一・三二輯合併)・同『大宰府都城の研究』第五章第一節・石井進「日本中世国家史の研究」第一編第一章第三節(注二一)。

(18) 今江広道氏の御教示による。

(19) この二紙が確実に接続することは、「[K]冒頭の一行の文字が部分的に継目に乗っていることによつて確認できる。

(20) 継目裏の「為」・「行」の二字もまた印影と同じく接続の手がかりとなりうるはずであるが、一部に、墨が飛んでいてその手がかりとし難い箇所があるので、これを接続の根拠とすることはさしひかえる。

(21) 接続が確認できる「[J]」「[K]」の界線の調査にもとづく数値である。これは、使用された定規の長さの規定されると推察されるから、他の部分もこの数値と大幅に異なることはないと考えて大過ないであらう。

(22) 「[F]」6及び「[G]」19の「国府院」は、原文書では第四界線に接して書き出されているが、「諸郡」の位置もまた同様である。

(23) この調査結果は、既に翻刻文中に「[F]」7として記入しておいた。なお各紙の接続関係を表わす際に用いた破線は、両紙の間の欠落部分の復原もしくは欠落行数の推定が可能なことを意味し、実線は両紙が直ちに接続することを示すものとする。以下全てこれにならう。

(24) 『大日本史料』のこの部分は不正確な箇所がある。引用に際して訂正を加えておく。以下、このような場合は一々注記せず、結果のみを記す。

(25) 「[H]」20参照。

(26) 後に詳述するが、この文書の勘発・陳述の部分には他の文字を擦消した後に追筆した箇所、及び字間に追筆した部分などが多い。これらを除けば、一行の字数は、行を一杯に使つた場合、十五〜十九字であり、十六・十七字の場合が大多数を占めている。

十五字……二例 十六字……十八例

十七字……十五例 十八字……四例

十九字……一例

本稿の復原試案によれば、この一行は十七字となり、右の大勢とは矛盾しない。

(27) 新訂増補国史大系「続左丞抄」(二二九〜三三〇頁)所収。

(28) この「新見庄」の筆跡は、「G」・「I」紙背文書のそれと一致するので、これらを一連のものと判断してよい。

(29) 飯倉晴武「梵忍記」について（高橋隆三先生 喜寿記念論集）古記録の研究（所収）参照。

(30) この花押が盛遠のものに間違いはないことは、壬生家文書中の「主殿寮雑々(二)(一)(F)一〇・二七一」所収、永正五年八月三日「官務家奉書草案」に見える盛遠の自筆花押と一致することによって確認することができる。この点は飯倉晴武氏の御教示を得た。なお花押(二)については未詳。

(31) 「A」6参照。但しこの復原はあくまで一つの案にすぎないことを明記しておかねばならない。

(32) 擦消の上に追筆しているのは、「K」9 一個所だけである。この場合は「前司」の二字の位置がその行の下端近くであるため、「同行宣」を追筆するスペースを欠いていたと推察される。このためおそらく「前司」の二字を擦消し、あらためて「前司同行宣」と記入したものと考えられる。

(33) 寛治七年六月日、勘解由使勘相模国解文事（「朝野群載」巻第二十六）。

(34) 原文書の擦消の跡より推せば、ここには新司の人名まで記されていた可能性が強い。

(35) 『平安遺文』第一巻、一九四号（二七七頁下段）・『大日本史料』一編之三三六五〇頁。

(36) 「類聚三代格」巻第十二。

(37) このほか、延喜十九年七月十三日官符（「政事要略」巻第五十三）、承平六年閏十一月五日宣旨（「別聚符宣抄」）にも見える。ただし、延喜十一年のものとはされる「越中国官倉納穀交替帳」には「延喜九年交替実録曰」、「交代交替実録帳」などとある。

(38) 例えば、「小右記」寛弘五年八月二十八日条の「被尋代々交替帳」などは略称であろう。

(39) 梅村喬、註(10)論文。

(40) 不知記天徳四年十一月三日条（「西宮記」巻七、裏書）、長久四年七月八日河内国司解（「朝野群載」巻第二十六）参照。

(41) 例えば、「朝野群載」巻第二十六、治安二年十月二十八日解に、「検伊予国交替使解 申進上実録帳事、合一巻」と見える。但し「実録帳」が全て検交替使実録帳を指すのではなく、個別に検討すべきことはいうまでもない。

(42) このように考えた場合、次の史料が問題となる。

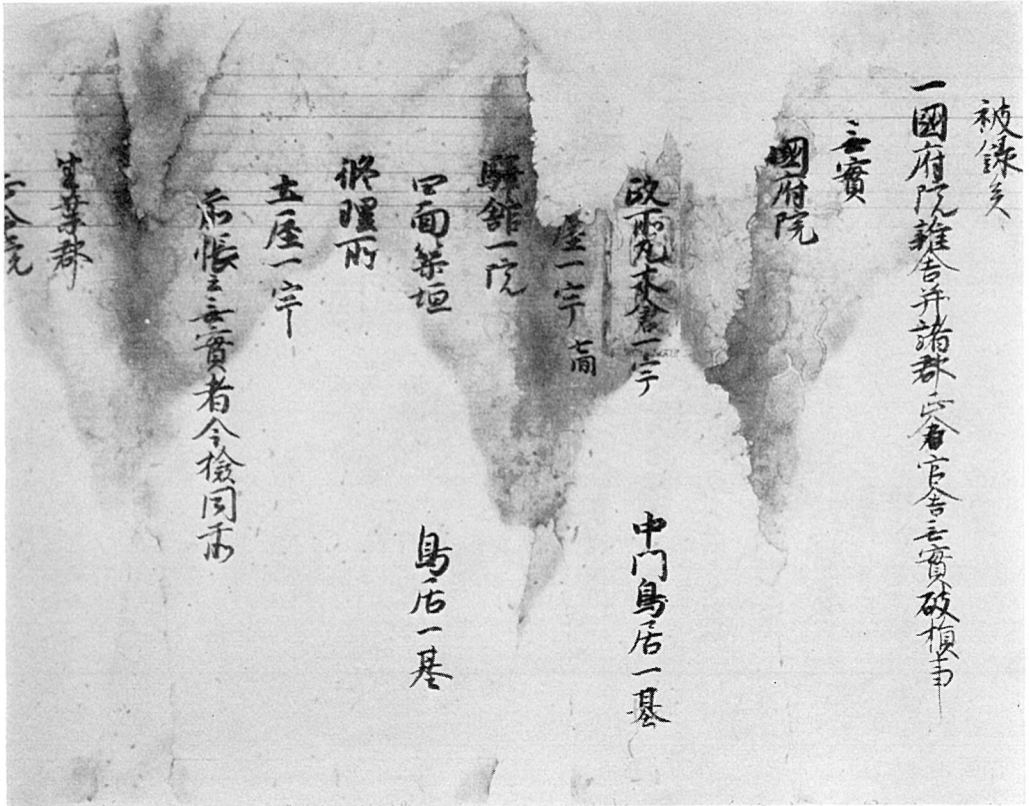
「左経記」長元四年正月二十三日条に「被下（中略）豊前実録帳」とあるが、更に同二十五日条には「被下豊前不与状」と見える。また「平記」長暦元年十二月二十六日条には「越前国実録帳不与状并二巻」とある。

この「実録帳」が仮りに検交替使実録帳の略称であると考えた場合、一国の実録帳と不与状とがこのように同時に並行して扱われていることは難解である。このことは「実録帳」の性格及びそれと不与解由状・検交替使実録帳との関係に、より複雑なものを想定する必要があることをもの語っている。

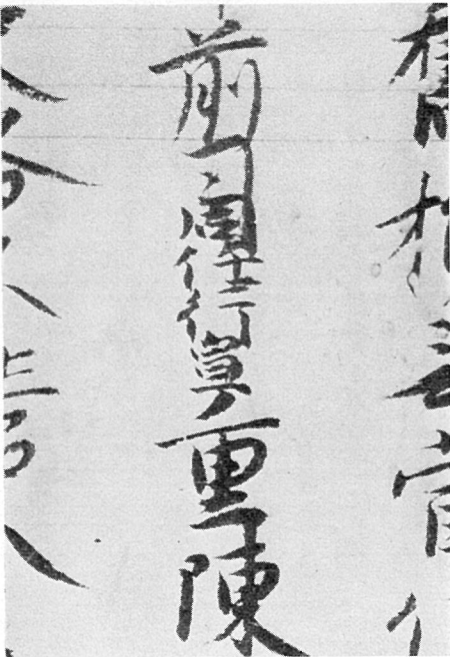
しかし現在この点を検討する準備はない。後日を期すことにする。

(43) 原田重「国司連坐制の変質についての一考察」（「九州史学」一〇号）・泉谷康夫「受領国司と任用国司」（「日本歴史」三二六号）。

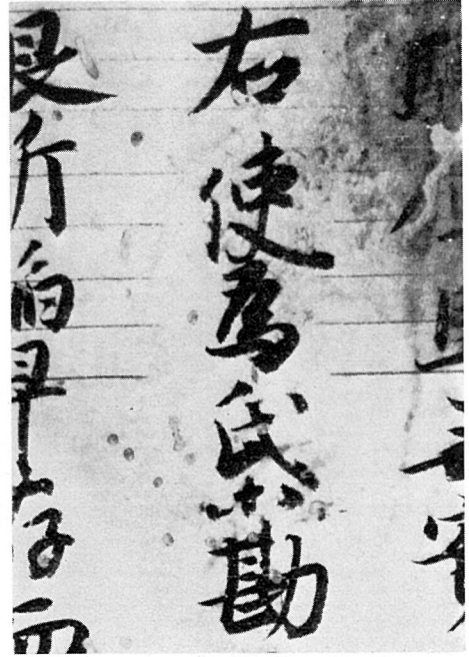
（補注） 令任用分付実録帳の性格及びそれと不与解由状・検交替使帳との関連については、梅村喬氏の注目すべき見解があることを校正中に知った（「民部省勘会と勘解由使勘判」（一九七四年「第二回古代史サマセセミナー」の記録）所収）及び一九七五年一月二十五日歴史学研究会古代史部会における同氏の報告。これによって本稿の(三)は再考すべき問題が生じたが、ここでそれを果たすことは不可能である。後日を期すとともに、梅村氏に対し、非礼を深くおわびする。



図版 1



図版 3



図版 2